



で、やむを得ず時限を切りまして、一年という期限を切つて、できるだけ早い時間で自動車行政に対する根本的な問題を御審議願り、こうしたことにしてしまして、今回自動車審議会を設置法改正に入れて提出いたしました次第であります。

○伊藤頭道君

私が政務次官にお伺いしたのはそういうことじやないんであります。先ほど言つたように、行政審議会が昨年一月行管長官に答申しておる。

いろいろありますけれども、要旨は行政の簡素化とかあるいは権限、責任の明確化あるいは極力新設を排して既設の部分の改組活用、こういうような点を行管長官に答申しておる。そこで、同じ政府の一機関である運輸省としては、

こういう答申の趣旨をどういうふうに受けとめておられるか、なお端的に言えども、実際には問題にしていないのか、それともあまり問題にしていないのか、そういう点を明確に聞きたかったんです。そういうこまかいことを聞くわけじやなかつたんです。

○政府委員(前田郁君)

ただいまのお話の件でございますが、答申の趣旨に従いまして、運輸省としても、その方針にのつとつて今後いろいろな方策を当てる、こういうことでやつておるわけござります。

○伊藤頭道君

そうしますと、答申の趣旨は十分尊重するといふうに解釈してよろしいわけですか。

○政府委員(前田郁君)

さようござります。

○伊藤頭道君

そうだとしますと、今詳しい説明のありました中に、中央船員職業安定審議会と、船員教育審議会、この二つは一つの審議会に統合す

べきである、そういう趣旨の答申がなされておるわけです。これは言うまでもなく、昨年一月ですから、現在で一年四ヶ月経過しておるわけですね。それでいて、まだこれがまだ統合されていないということであれば、これはこれに限つたことではございませんが、一例として申し上げておるわけです。この行政審議会の答申の趣旨を運輸省は尊重するのだと、そういう前提に立てば、これは一年四ヶ月もたつておるのだから、当然統合されてしまうべきだ。いまだに統合されていないとすると、これは運輸省、口ではこの答申の趣旨は尊重すると言われておるけれども、実際には問題にしていないんじゃないか、そういう点をお伺いしたいわけです。

そこで、次にお伺いいたします自動車関係の審議会で、自動車損害賠償責任再保険審査会といふのが現在あるわ

けですね。ところが、今度はこの法案にありますように、自動車審議会を設けようとしておる。そこでお伺いいた

ます。この行政審議会の答申の趣旨を運

輸の趣旨に沿うよう善処するという意味の御答弁があつたわけです。それから一

年四ヶ月と、そこでえてお伺いした

が、一例として申し上げておるわけ

です。この行政審議会の答申の趣旨を運

る局長を幹事に出すことができる

ないような場合には、官房長が幹事を

やつております。これに全部出席いたす

いますが、十数つあるからできません。半

分も実は出席いたしておりません。た

だ、問題がございまして、幹事会の前

にいろいろ打ち合わせがそれぞれの主

管の省からあるのであります。特に

運輸省関係に非常に重大な関係のあり

ます。運輸省関係に非常に重大な問題のあり

ます。

&lt;p

○伊藤謙道君 私は、そういうことをかねて、運輸省の官房長ともあろう方は、相当御多忙であらうと思うのですね。にもかかわらず、十四の幹事会に出席ということは、お伺いする前から相当困難ということは明確だと思う。で、あなたのお言葉の、半分以上も出られぬ、当然そうであるうと思う。そりだとすると、初めから出席できないことがわかつておるのに、それを引き受けけるということは、まことに無責任ではないですか。そういう点をお伺いしたいわけなんです。これは、今御答弁にもあつたように、なかなかもつて半分も出られない、ただ名前だけ連れておつておられたが、十幾つかの幹事会には、なかなか出られぬ。官房長は相当多忙実際には出られぬ。でも、あなたが十幾個の幹事会には、なかなか出られぬということは、われわれにもよくわかる。それを責めておるわけじゃなくして、最初から出席不可能であるという情勢がわかつておるなら、これは引き受けべきではない。そういうふうに私は思う。引き受けた以上は出席しなければならぬと思う。この点いかがですか。

たしまして、運輸省の一つの代表といふが、たとえば一局しか関係のないときには、鉄道監督局長なら鉄道監督局長、航空局長なら航空局長が入つておったと思いますが、その場合でも官房長職としまして入つておるかと思うのですがござります。こういう全然出席ができるようなものに一々承知をしておかないのはいけないのでないかというお評でございますが、実は、この種の委員会につきまして、私どもの方の委員会につきましても、他の関係各省に入つていただいているものもござりますが、他の省の御意見を、その委員会に、委員あるいは幹事として反映していただきたいと思うのでございまして、それはないかと思うのでございまして、この場合に、もちろん全部の幹事会にどちらが出来るということは、初めから不可能でござりますが、さりといいますと、運輸省の意見を反映するという必要があるために、私は、委員なり幹事なりに各省の役人が入つておるということではないかと思うのでございまして、この場合に、もちろん全部の幹事会においておらないということになりますと、たとえば他の省の何とか審議会とか、何とか委員会といったようなもので、運輸省には、そのつどそれではなれか出てくれ、また発言が許されるかも許されないかといったような問題が生じるのでござります。私どもの方の主張のものにつきましても同様でござります。私はこういふべきたりがいいからどうかということは、別途いろいろ高い見地から御意見があろうかと思いまが、現在の政府の方のいろいろな各省委員会でやつておりますのは、そらいう練習と申しますが、各省が、たとえば官房

いは所管の課長が出来まして発言する機会を与えていたただくという意味でこれには意味があるのでないか、かように考えておるのでございまして、そのどちら方自体全体を変えるということにつきましては、これはまた別の角度であろうかと思いますが、ただいまではそういうふたやり方でやつておりますので、たとえば私が個人的に断わるという性格のものではなかろう、私がお引き受けしておりますので、その私として官房長といふ職が幹事であるということを通じて、その機会に運輸省の関係者のところの意見が、その審議会なり委員会なりに持ち出せるという点が、私は非常に重要なポイントだからいろいろとあります。現在のやり方はそういうやり方をつかっておりますので、率直に申し上げますと、そういうことでございます。

○伊藤謹道君 次に、自動車審議会に関連してお伺いしますが、最近御承知のように国内の自動車の数は激増の一途をたどつておる、特に東京都内の場合は相当ものすごい勢いで増加しておるのであります。それで試みに数字を拾つてみると、昭和二十九年、当時の普及率については四十四名に対してもう一倍以上も普及しておる、そういうこと

が言えると思うわけです。こういう調子で自動車が激増していくと、なかなかなことは、このわずか五六年の間に二倍以上も普及しておる、そういうこと

うふるな関係もあつて、特に今度自動車審議会を設けようとするその趣旨は、まさに適切であるううと思うのです。が、そこで政務次官にお伺いしたいのが、一言に言ってこの自動車行政に対して一番眼目とするところは、いろいろ点か、簡単にその要点だけを伺いたいと思います。

○政府委員(前田郁君)　ただいまお話を通り、自動車が最近非常な激増ぶりであります。これをどうするかということは、これは単に運輸省だけではなくしに、日本のこれは重大な問題になつておるのじやないかと私ども考えておるわけでござります。それでは、どちら、どうしてもこの際根本的な抜本的な行政方針を立てなくてはいかぬ。こういうことで、実は自動車審議会を創設していくだいて、なるべく早い機会にこの結論を出して、その方針にておるわけですが、これらはやつておるわけでござります。

○伊藤彌道君　それはできるだけ早く解決したい、そういうことはわかるのですが、そういうこともあって自動車審議会を設けたい、その趣旨は私も理解しておるわけです。ただ、運輸省として自動車行政に対して一番の問題とは、これとこれだといふ、そういう観点的な問題はどういうことかといふとをお伺いしておるわけです。もちろん、自動車審議会の結果を尊重して、それに基づいて善処するであります。は、これとこれだといふ、そういう観点的な問題はどういうことかといふとお伺いしておるわけです。もちろん、自動車審議会の結果を尊重して、政について何も考えていないといふとではなかろうと思う、そういう点をごく簡単に重点をお伺いしたい。



の道路工事の促進の問題についても取り上げておりまして、根本的にはそで円滑な、迅速な工事の進め方、やり方といふものを持ち合わせておるのですが、具体的にはこれはやはりあります。工事の個々を担当する現場になりますと、これらの点に因しましては、各官庁の地方機関が、たとえば東京で申しますと、東京陸運局とか建設局とか、あるいは警視庁とかが集まりまして、または通産局も入りまして、具体的な道路々々における交通状況についての打ち合わせということも実施しております。わけでありまして、その先生のおっしゃる方向に進めつつあるのであります。ですが、今申しましたように、根本的には交通事故防止対策本部で今後も積極的に進めるように打ち合わせを進めているところでございます。

いうところにこの難問を解決する一つのきつかけができようと思うのです。せつかく大金をかけて有料駐車場を設けたり、パークイング・メーターなどを作つても、われわれ実際に目撃するごとにすると、そういうところは閑散でほとんど明いておる。そういう実情なんです。やはりわずか十五分間円内であつてもなかなかこれを利用しないのが人情だと思うのですが、そういう点で、やはり相当これはまあ当面の難問を解決する一つのきつかけですから、相當大幅に予算化して、早急に大規模に無料駐車場を作るべきである。こういう点についてどのようにお考えになつておりますか。

いう関係で、こういふ都内のよろづな特殊事情の所もありますが、やはりその反面、ほとんどバス、トラック以外には乗物がないといふよろづな面についても、相当運輸省としても考えておられと思うのです。ただ問題は、どこへ行つてもバス、トラックを通すには無理な道路です。問題は道路です。こないう自動車道路が非常に多くなつておる。まあ外国の例を申し上げるまでもなく、多くの先進国では、ほとんど自動車の輸送力が鉄道輸送力をしのいでおる、そないうよろづな実情にあるわけです。日本の場合は、まあ鉄道網の拡充に重点を置いておりますから、鉄道輸送が主体であらうと思うのです。それはそれとして、やはりバス、トラック、しかもこれは乗用車と違つて、相當道路もいたむ。悪い道路にそなういう重いものが通るからよけいいたみが早い。なかなかこそくな修理ぐらいいでは追いつかない。どこを旅行してもそなういう感を深くするわけです。結局これはやはり自動車道路の整備といふ以外にないと思うのですね。そういう点については、もちろん運輸省としては考えておられるでありますようけれども、數年これを見つめておつても、なかなか、都市に近いところは着々整備されておりますけれども、そなういう山間僻地にまではなかなか手が届かないのが実情であろうと思うのです。こういふ点について、運輸省としてはやはり年次計画でも立てて、これを何年後には整備すると、そないうよな計画があるのかないのか。もしあとすれば、どういふ点なのか、それを簡単に伺ひしたい。

○政府委員(國友弘康君) 一 車の予算といたしましては非常に僅少でござりますが、私どもとしましては、確かにまた現在あるいはつと大きな改訂をすべきだというような意図も出ておりますが、現在一兆円で道路整備五カ年計画を実行いたしておりますが、これでもまだ私どもは実は足りないと思つております。もうと国費を出してもらって道路の建設を促進してもらいたいと思っておりますが、現在は道路整備五カ年計画で建設省が進めておる状況でございます。

はもじで先生のおっしゃいましたが、たぶん先生の今まで御質問のことよりもっともっと多く開催いたしました。でも審議を進めたかったんだから、関係官庁の非常に多いものもございまして、その中には運輸省等のところもございまして、それで、運輸省の担当してあります自動車行政に実現いたさないものもあるわけであります。ですが、この自動車審議会の最も当面の問題といたしますところは、現在運輸省の担当してあります自動車行政に關しまして、先ほど申し上げましたような根本方策を打ち立てたいということとございまして、いろいろな論議をしてございましては、先生から今御質問のございましたようなことも取り上げられると存じますが、当面の問題といたしまして自動車審議会が差しあたり審議されたいと思っておりますことは、道路交通事業の近代化、合理化の問題、それから自動車の運賃制度の問題、事故防止の問題、自動車行政機構の問題、事故防止の問題といふような点に、まず最初に御審議を願いたいと思っておりますので、これらの点を一年間で結論を出したい。そのためできるだけの努力を傾注して結論を得るようにならしたい、こう考えておるのでござります。



ことになるのですがね。そういうのがこの全線を突っ走る。そして、現在の「第一」と「だま」の二分の一以上短縮する。大へん構想としてはけつこうなんですが、そういう安全性ということを無視はできないのですね。しろうとでござりますので、しろうとがやはり十分それなら大丈夫だというふうなそういう御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(山内公歎君) 私も技術者でないので、十分御満足のいくお答えができるかどうかはあれどござりますが、私の聞いております範囲におきましては、十分国鉄の技術当局におきましては、確信がある。それは、現在の東海道線は五百五十キロでござりますが、今度でございます新幹線は五十キロ短縮いたしまして五百キロになります。これを三時間で走りますために、平均時速は百六十七キロ、停車時間も考えておりますが百六十七キロと考えております。電車の最高スピードは二百キロぐらいであるということをごぞいますが、技術者といたしましては、最高二百五十出し得る程度の設計をいたしまして、五十キロの幅を持って走らせることとの安全性を十分見ておるようであります。それから、現在線におきましては、御承知のように、各道路等々と平面交差をいたしておりますので、今回の道路との交差は全部立体交差でございまして、踏み切りの一つもない鉄道を走らせるという予定になつておりますので、その面から、走行中におけるスピードの減速という問題はなくなつて参るわけでござります。それから、スピードを出しますためには、信号というものが非常に大きな役割を

おきましても、新しい信号のやり方を考えまして、車内信号と自動列車制御装置というものを併用いたしまして、列車が速度制限区間に進入すれば、ブレーキが自動的に動くという方式をとりまして、追突といふ危険をなくなすという、そのほか、いろいろ技術上の点を改良いたしまして、現在国鉄におきましては、すでに電車におきまして一部電車試験といふものを行なつておることもあるわけなんどござりますが、技術上は十分確信があつて、その目的を完遂できるというふうに聞いておるわけでござります。

○伊藤顯道君 それでは、最後に一問だけお伺いしますが、この計画は四年後に実現の暁は、東海道線に関する限り、現在の客貨車の輸送力の三倍くらいになる、そういうふうに発表によつて承知しておるわけですが、そういうことを含めて、以上お話をあつたあの計画について、私どもは四年後には大体あの構想で実現するのだと、確信ある今の御説明でございましたので、私どもは、四年後にはその要領で実現する、そういうふうに御期待申し上げておつていいわけですね。それと、そのことと、現在の東海道線は一体どういふうになるのか、そういう点を合せてお答えいただきたいと思います。これで、きょうの段階の質問を終わりたいと思います。

全線にわたって起こつておりますので、それで、現在の東海道線の車が非常にひどくなつておるのでござりますが、新しい幹線が造成されますと、国鉄の輸送計画いたしましては、新幹線と現在の東海道線というものをブルいたしまして総合運営をするということを考えております。また、それが可能であるというわけでございまして、そななりますと、列車の輸送力といいますのは、一つの線の上にいろいろな速さの車が走つておるといふことが、非常に輸送力を阻害するわけでございます。そうしますと、新しい幹線ができますと、現東海道線におきましても、そのスピードを平均化することができる。結局、平行ダイヤとわれわれの方では言つておりますが、平行ダイヤをとることが可能になります。そして、新しい幹線ができたことによりまして、現東海道線の輸送力をふえてくるという結果になるわけでございまして、現在百二十往復あります現在の東海道線の輸送力が、技術的に百八十分まで可能になるというふうに計算をいたしております。それから、一方、新造成線の方は、片道が、列車回数をいたしまして約百五十回で、これはスピードが速いのですござりますので、現在の東海道線よりも列車回数は多くなるわけでございますが、百五十回ぐらいい輸送力がふえるということになります。もつとも、新東海道線の方は、先ほど申し上げましたように、四翡翠ト八インチの車になります。現在の東海道線は三翡翠ト六インチでござりますから、その意味からいいまして、この列車の何といいますか、引張る単位、列車単位が大きくなるわけでござります。

ざいまして、同じ列車回数でも、現在線の三割増しきらいの輸送力がある程度ありますので、百五十回の列車回数を直しますと、現在線の大体二百回ぐらいの輸送力になる。そうしますと、現在あります百二十回の列車回数が、片一方におきまして百八十九回となり、片方が二百回になりますから、現在線の輸送力に直しますと三百八十九回となる。御指摘の通り三倍近い数字になるわけでござります。

それで、問題は、どうしてこの資金を捻出するかということが、四年後にお完成をする大きな目標になるわけでござります。ただいま言いましたように、われわれの方は、技術面におきましては大体解決できるわけでございまして、この資金の面の調達ということに現在努力をいたしております。最近におきましても、世界銀行の借款の技術者が来て、現在調査をいたしております。それから、国有鉄道自体における自己資金、これはあまり期待ができないわけでございますが、國家資金を相当つぎ込んでいただきたい。われわれの計算では、これはもう十分採算に合う線でございます。御承知のように、日本の経済の中心になつております東京、名古屋、大阪を結ぶ線でございますので、その面におきましては、十分採算の合う線であり、投資効果もあるので、財政資金の面におきます、運輸省はもちろん努力いたさなければなりませんのでござりますが、各方面的御協力によりまして、その資金の調達をいたしたいということでござります。

一つは、土地を獲得できるかと

いうことが、この種新線建設におきま

して非常に大きな問題でござりますが、これは各地方におきましても、いろいろ御連絡を申し上げて、市当局あるいは村当局といふものの御協力を得まして、現在ある程度順調にやっております。もちろんこういう問題でござりますので、御反対の向きもありますが、十分御説明もいたしてやつておりますので、現在の状況におきましては、この土地の獲得というところに主力を置いてやつておるわけでござります。

○委員長（中野文門君） ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（中野文門君） 速記を起します。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

暫時休憩をいたします。午後一時再開いたします。

午後零時二分休憩

午後一時十八分開会

○委員長（中野文門君） これより内閣委員会を開いたします。

農地被買収者問題調査会設置法案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聽取いただきましたので、これより質疑に入ります。政府側の出席の方々は、益谷國務大臣、福田総理府総務長官、大島内閣総理大臣官房審議室長、庄野農林省農地局参事官等の方々であります。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○小柳牧衛君 私はこの問題、すなわち農地被買収者問題、その性格についてお伺いをいたしたいと思います。ま

す第一にお伺いいたしたいことは、この調査会が内閣總理府に設置されると、いうことになつておりますが、私はこの總理府に調査会を設置するということ自体が、ある程度この問題の性格を表明しているのじやないかと自分で考えております。従つて自分の所見を申し述べまして、政府の所信をお伺いいたしたいと思うのであります。まず第一に、この問題は農地という問題から起つておるのであるからしてむしろこういふような問題は、農林省に設置する方がよろしいのじやないかと、こういふような議論もあるようだつて思います。なるほどこの問題は、農地を買収したといふことにその原因を発しておりますけれども、農地そのものの問題ではないと私は考えております。御承知のように、戦後の農政の大改革に際会いたしまして、農村の安定を期するため、また一方におきましては増産を奨励して、そして健全なる農業を作るといふよな立場からして、この政策を断行されたのであります。従つてその後の状況は、まあ批评はいろいろありますよけれども、大体適当な効果をおさめておると思いますし、また、その当時の状況から考えますと、あの政策をとるということのやむを得ないといふことを考えますので、われわれは、この問題はあくまで被買収者の社会的立場についての調査問題であつて、農地その問題をどうしようという問題ではない、言いかえれば、農地法を今改正するとか、あるいはまた極端に言つて、農地を取り上げる問題だ、こういふように曲解されておることは、これははなはだしい誤解に基づくものだと思うのであります。

うのは、買収された地主の現在の状況なり、よって来たる原因等を考えまして、その処遇を調査研究する会であつて、農地そのものではないのでありますからして、農林省にこの調査会を設置するということは、問題の本質を誤つておるのじやないかと思います。もちろん、そのよつて来たるところが農地でありますから、農林省においては、いろいろの資料も持つております。また、いろいろの経過もよく御存じとは思いますが、それは調査会において十分資料として利用することが当然ではあります。うけれども、問題の本質が農地取り上げ問題ではなくい。従つて、地主制度の復活といふような、そういう性質の問題でないということを私どもは考えておるのであります。従つて、これを農林省に置かなかつたといふことは、そういう点にもあるのじやないかと思ひます。まず第一、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

の通りであります。これを幅広く、広い立場から取り上げて調査するという見解から総理府に置くことにきめたわけであります。従つて、農地問題の立場からだけもし問題を取り上げるならば、農林省でございますが、今申し上げた事情でありますので、総理府に設置するということが適当だと考えておる次第でござります。

○小柳牧衛君 この問題が農地問題には関係あるけれども、調査会は農地問題そのものを対象とするのじゃないと、いう御見解は、全然われわれも贊意を表するところであります。が、しかし、往々にしてこの問題は関連性がありますから、とかく農地取り上げ問題であるといふように宣伝されるおそがないではないと思ひますから、調査会の運営等につきましては、相当政府においても御考慮あらんことをお願いする次第であります。

第二に、これはいろいろの社会的問題であるからしてこれを設けるといふように理由書に載つておりますが、世間では、これは困つてているということは事実である、困つておるといふのは、一つの社会問題である、社会問題であれば、生活保護法の適用もあるだろうし、そのほかいろいろのこともあるだろうから、むしろこれは厚生省に設置すべきものではないか、こういうような議論もあるよう承つております。しかし、私どもの考えるところによると、現在地主が非常に困つておるということは事実であります。が、そのよつて来たるところは、国策によるところの農地の買収ということに起因するのであって、社会一般の、いわゆる貧困に陥つたといふものと

るが違うのじやないか。また、社会問題といふことはきわめて広い意味を持つておるのであって、社会問題といふことは、おのずからそのよつて来たるところともかにも社会問題になるといわれるくらいの広い幅を持つておりますが、しかし、そのうちでも特に生活に直接関係あるものとか、あるいはまた社会的な厚生施設によることを必要とするといふような問題等について、これは厚生省にやるのが適当でありますようし、あるいはまた、関係の人々が失職するとか、あるいは新しい職業を得ようとするよくなことについては、また別な行政官庁でこれを処理すべきものであつて、社会問題であるといふような立場から、これを厚生省にやらなければならぬという理由にはならないと思います。いわんや、この問題は単に生活保護法の適用といふよりも立場からのみ見るべきではなく、もちろん、地主の中におきましては、困難のあまり、生活保護法の適用を受けなければならぬ人もあるかも知らぬが、しかし一般的の問題としては、そういう狭いものではないと思います。よつて来たる原因が今申し上げました通りでありまするし、また困つておるということの標準等につきましても、いわゆる主觀的立場から見る見解もありましようし、あるいはまた、客觀的の立場から見ることもありましよう。それでありまするから、この理由書におきましても、いろいろの社会問題を起こしておる、こういふうにうたつておりますることは、すなわち社会問題とはきわめて広い意味の社会問題であるといふことがうがわれるのであります、單に厚生省であるとか、あるいは

労働省であるというようなところでも、それを調査研究すべきものではなく、もっと広い視野においてやるべきのが問題の正しい見方であると私どもは思うのであります。そういうような趣旨において、総括的行政をやつておられるところの総理府にこれを設置したのではないかと私は考えるのであります。要は、単にその狭い意味における社会問題、すなわち厚生施設といふような意味においてのみこの問題を調査するのではない、従つて、これを厚生省に置かなかつたと、こういふように解釈してよろしいのでありますか。その点について、政府の總理府にこれを設けた所見を承りたいと存じます。

○政府委員(福田寅泰君) 国民生活の福祉政策あるいは社会保障制度につきましては、主として厚生省が中心で、国民年金であるとか、あるいは今御指摘の生活保護法の適用と、いろいろな道を通じまして努力いたしておるわけですが、ござります。ただ、この被貰取者の地主の方々の生活の問題になりますと、これは非常に特殊な原因、いわば農地改革という特殊な社会現象から生じたと見るべきであろうと思うのであります。そういう意味合いで、一般の国民の社会福祉政策というような立場からではなくて、もつと広い視野に立つたもうものの変化、あるいは生活上の問題、そういうものの実態をとらえなければならぬ。そういう立場から、厚生省では窓口が狹過ぎる、総理府として設置して、これを調査する立場の方が適当であると考えたのであります。お説の通り、私どもは広い立場からこの問題の調査に当たりたいと、いう考えであります。

○小柳牧衛君 この調査会を厚生省に置かなかつたということについては、困つてゐる人をさしあたり數うだ、こういふよくなことになりますと、問題の本質を誤るおそれがないことを切に希望いたす次第であります。

次に伺いたいことは、この農地の問題は、農地そのものを必要とするところが、見地が主であつて、その対価といふものは第一次的の問題である。第一のこととは、あるいは譲弊があるもしませんが、土地そのものを田舎者とする、それを旧地主から上げて働く者、あるいは適当な人にこれを交付したといふことに重点があるのであつて、従つて価格といふもので第二次的のものであることは当然であります。これは非常にしかし問題があるのであつて、その価格の適不適につきましては、ずいぶん議論があるようあります。この問題を論究する上にきましては、自然そらいう問題にも及することはあるが、支払い方法の適不適についても、ずいぶん議論があるようあります。この問題の価格については、最も大切なことは、やむを得ないことを私どもが、もうこの間思つて、この問題の価格については、最も大切なことは、やむを得ないことを私どもが、世間往々にその通りだと思うのであります。

○政府委員(福田鶴泰君) 調査会が設置された後におきまして、調査会がどういう問題をどういら角度から取り上げるか、これは今から私どもいろいろと具体的には申し上げかねるわけであります。ただ政府としましては、対価の正当性については、最高裁の判決を尊重し、これに従うのは適当であると考えておるわけであります。なお先般御要望がありました旧地主制度の復活であるとか、あるいは土地取り上げというような誤解を招かないよう御要望がございましたが、全く同感でございます。私どもはそういう時代錯誤的な考えを一切持つてはならぬといたしましてお答えいたしたいと申します。

○小柳牧衛君 この問題は、先ほど申し上げましたように、非常に広い視野に立って十分調査会は論議を重ね、研究すべきものと思うのであります。従つて最高裁の判例のことときは、もちろん尊重すべきものであるけれども、いろいろなことについて、あくまでも調査会の立場、性格を尊重していくべきだときたいと思うのであります。

最後に、私はもう一点お尋ねいたしたいことは、この調査会の結論といふものは、なるべく早く出して、一日目

早く非常に困りておる地主に対しまして適當な措置をとつていただきたいのあります。従つてその結論を出す場合に、調査は十分急いでいただきたいとは思いますけれども、しかるべき申込を尊重すべきものとして開始せられます以上は、その申込をあくまでも尊重すべきものであるということにしていただかなければなりません。されども、さわめてこれは重大なものとして開示せられます。この調査会を設置しましても、すでにこの調査会を設置し、かかるべき法制をもつて権威あるものとして開始せられます以上は、その申込をあくまでも尊重すべきものであるということは申すまでもありますからお伺いをせんけれども、さわめてこれは重大なことがあります。また、結論は相当の研究、各方面の調査によって出すのでありますから、相当時間もかかるかと思いますけれども、先ほど申しましたように、「一日も早く結論を出していただきたい」というふうな問題も出て来が、またものによつては、全般的の研究調査を待たなくともこれだけは切り離して、まあ何とか至急処置をしなければならぬというような問題も出て来れるかもしれません。しかし、これはまあ調査会の運営の問題であります。今さらそれを想像して政府にどういふうにしてくれといふことを言うのは無理かもしれません。要するに調査会の答申を尊重するという立場に立て、そろしてまた、もう一回調査会がある一部分については急施を要するといふような答申があつた場合には、それ尊重していただきたい、全部の調査をして、そろしてまた、もう一回調査会がある。一日も早く結了することは念願はいたしました。けれども、非常に各方面にわたって広い研究もしなければなりませんから、そう簡単でないといふようなんから、こう予想されますので、要はこの

調査会の答申を政府はあくまでも尊重するとの同時に、政府の確固たる御所信をここに承りたいと思うのでございまして。○政府委員(福田篤泰君) 調査会が設置せられまして審議の結果、どういりう答申が出るかは、もちろんわかりませんが、ある一定の答申をいたいたした上は、これは国会の御承認を得まして法律に基づいた調査会でありますので、政府は当然この答申は尊重し実行すべき義務があるとそう考えております。

一つが農地改革でありました。すなはち、戦後の日本再建が、農業制度の基本をなすところの農地制度を根本的に改めなければならないということが、この旧来の農地の所有あるいは分配、利用の関係を合理化する、そして耕作する農民の手に余剰の蓄積の余地を与える、その蓄積された余剰を農業経営に再び投資をするのだ、そして農業の近代化と生産力の発展の道を開いて農村の民主化をはかる、こういうことをとあります。そこで、自作農創設特別措置法、いわゆる農地改革が昭和二十一年の終わりから実施をせられました。自來、今日までわが国の農業の発展に非常に寄与をいたしております。従つてこの改革は、日本の農政の上におきましても長期的なものである。従つてこの影響を受けました旧地主といふものが全国で三百万にも上るゝ、その総面積が百九十四万町歩にも及んでおると、こういうようなことがあります。こういう自作農創設特別措置法によりまして、いわゆるこの地主の不労所得をなくし、不在地主であるとか、不適性耕作者の農地を強制買収して一大土地改革が断行せられたのでござります。そこで、こういうふうな未曾有の大革新をいたしました日本の農政が、しかも着々としてその成果を上げておりますときに、この自作農主義の根本理念が再び逆行をするのだというような疑惑を抱かせたり、また、そういう論議が

斯だと思うのであります。しかし、この法案の提出の意図というものが農地所有制度の維持を阻害する、あるいは弱体化されるのじゃないか、旧地主の復活をもくろるものである、あるいはまた、農地改革の成果を否定するのだといふようなことは、当たらぬことはなはだしいものだとと思うのでありますけれども、しかし、もじでいう誤解があるとしますならば、これはススキの穂におびえておるのか、あるいは何らかのためにする意味においておるのではないか、こういふふうに感ずるのでござります。従いましてこの際政府といたされましては、そういうことではないのだということにつきまして、はつきりと御真意のほどを御披瀝を願うことが誤解、曲解を一掃するゆえんである、かように思います。がお答えを願います。

○政府委員(福田篤泰君) 御指摘の通

重大な役割を持って参りました旧地主の人々に対しまして、政府としてはどういうような考え方を持つておいでになるかと、いろいろあります。こういふ面的な改革ができましたのであります。ですが、これは全く世界に見ることのできないような平和なうちに無血の革命が、改革ができる、そうして成功をおさめたのであります。申すまでもなく、ソ連邦等におきましては、ロシア帝政の農奴制度があの革命の悲惨な原動力となつたのであります。地主と小作の争議といふものは、世界のいろいろなところで血みどろの跡を歴史に残しているのであります。わが國の場合はおきましては、敗戦という非常な痛手を受けながら、しかもそれを乗り越えて民主的な國家を建設するといふ大義名分のもとに、平和のうちにこの改革が行なわれたということを、私どもは銘記をしなければならぬと思うのでございます。民主化という大旆のもとにこの理想に向かつて國民は黙々として協力をしたのであります。たゆまざる勤勉、儉約、忍耐によつたたゞとい汗と油の結晶であり、きのうの野党の方の御質問の中にもありましたように、命から二番目に大切に持つていたものを、農地の解放に捧げて參つたのであります。こういちだんな大きな協力の陰に、限りない苦しみ悔みがこもつておるということを、私ども見のがしてはならぬと、かように思はうわけであります。粒々辛苦の田地田畠をもぎ取られるといふような形においてなされた人々もその苦しい、つらい中から協力をいたして參つたのであります。こう

無言の、しかもそのうちには深い苦惱を感しておる、その苦しみの中からも協力を抹殺をするかのごとき論議が往々にして行なわれる、まるで旧地主は搾取の権化であることを言動すらも表されておるということは、これは国民としてもはなはだ実は遺憾なことだと思います。この一大改革について、旧地主の諸君が深い協力と貢献をしてきた、こういうことにつけ、何か政府としても遠慮をしておられるような気持を感じるのであります。が、そういう点について、政府としてはどういうような一体お考えをお持ちか、伺いたいと思います。

○政府委員(福田鷲泰君) 大きな効果を上げました農地改革の陰には、旧地主の方々の非常な犠牲、あるいは協力というものがあつたことは、御指摘の通りでございます。一部の行き過ぎた昔の地主の方々の極端な例から見て、ただ地主の方々を、いわばその犠牲なり、あるいはその協力を否定するような言辞は、これは当然慎まなければならぬと思うのであります。この大きな効果を上げた大改革に対する地主の方々のお立場に対しましては、政府としましては十分尊敬し、また、御同情すべき点が多くあるんだろうと考えておる次第であります。

○大谷實雄君 そこで、先ほどもお尋ねがあつたのであります、また提案理由の中にも、この問題が非常な大きさ社会的、経済的基盤が大幅に変更された。従つて農地被買収者につきましていろいろな社会問題が起つておる、

○大谷賛雄君　卷一で、先ほどもお尋  
る次第であります。

す。一朝にして経済的なよりどころを失つてしまつて社会的な転落に陥つておる、あるいは一家離散をしたり、あるいは突然の改革の衝撃によつてあるいは自殺をしたり、犠死をしたり発狂をしたり、一家心中といふような、目をおおうような悲惨事が続出をいたしましたとともに、世間周知の事実でございます。先般北海道に参つてみますたのであります。その開拓をしました過程におきまして、むすこさんが御召く、全国の人々が非常な苦心慘憺たんを受けて出征をしてしまひ、従つてこの農地の守ができなかつた、抑留されでおつていつ帰つてこれるかわからぬという際にこの農地改革が起つた。従つて不在地主であるといふようなどとで農地が取られてしまうといふやうなことで、非常な深い悩みを訴えられたこともござりますが、こういふような多数の人々がこの犠牲となつて貧困と逆境に沈淪をしておられる。そういう点について、広く社会問題として調査をされるということは、これは社会正義の上からもまことに喜びとするものであるのでございまして、願わくはこの社会問題として、広範に一つ御調査が調査会において願いたいのであります。先月の毎日新聞によりまするといふと、滋賀県の草津の觀音寺といふお寺がございまして、そこには重要な文化財であるところの寺宝がある、ところが農地改革によって寺田がなくなりました。世間周知の事実でございます。

困難であるため、重要な文化財である寺宝も手放さざるを得ないということになつたのあります。やはり相次いで奈良等におきましても、次から次へそういうことで、手放してブローカーの手に渡る、重要文化財がブローカーの手に渡る、こういうようなことでございまして、これは単に重要な文化財の問題ばかりではなく、信仰の対象であります。ところはなく、信託の全国の神社仏閣等におきましては、神様にささげられた、いわゆる神饌田、あるいは仏様にお供えをいたしました仏供田も失つておる。従つて、そのためにそれが全部とは申しませんけれども、今日全国の神社、仏閣というのが、この力が非常に弱まつておる。その機能を十分果たすことができないということは、これはどこに行つても聞かされることでござります。道義的廃の一つの原因としても、これは見のがすことのできない農地改革によるところの社会的大きな影響だ、広くそういうような点につきましても、社会問題として、今度できます調査会においては御検討になるような御意図あるかどうか、伺つておきたいと思います。

○政府委員(福田泰春君) ただいま御指摘の、いろいろな旧地主の方々の困難、あるいは御犠牲に対する問題を私ども拝聴いたしております。先ほどお答えをしています通り、こういう問題では、あらゆる角度からとらえて実態を確かめたいというものが、調査会の考え方でございまして、御指摘の制度として調査会ができる以上は、十分な広い立場からこの問題を調査して参りたいと考えております。

○大谷賀雄君 そこで、調査会が発足するにつきましてのこの調査会の費用であります。が、この予算措置がわざかに一千万円、こうしたことでございまが、これは一体いかなる規模でどの範囲の御調査が行なわれるのであるか、百七十万ここに上つておると言われております。被買取者、農林省におきまして、先年一部は調査されたということでありますけれども、そのほとんどの大部が、それらの点については未調査だ、わずか一千万円の予算をもつて、はたしてでき得るのかどうか。また一方、その費用が足らぬような場合には、どういうような考え方をもつて対処しようとされているのか、伺つておきたいと思います。

○大谷賛雄君 そこで、この法案は時限立法でありまして、二ヵ年というところになつておるわけであります。されば、二ヵ年たつて答申を求めるのか。あるいは、これらの問題は、せつかく政府が乗り出される以上は、なるべく徹底的な御調査と、しかもまあ二年といらうなんやうちらなことでなしに、なるべく早い機会に、早くその調査の完了を要請をしていただく。ということが妥当ではないかといふように思いますが、その点はどうお考えでありますか。

○政府委員(福田篤泰君) 現在のことろ、おおむね二ヵ年繼續して調査するのが適当ではないかと考えておるわけであります。

○大谷賛雄君 次にお尋ねしたい問題は、農地の転用の問題でござります。農地法の精神から申しましても、わが国の狭いこの農耕地において効果のある農業生産をする、こういうことであることは当然であります。が、最近のわが国経済の伸展に伴いまして、また人口膨張の点から考えますと、土地の需要度が非常に旺盛である、こういふようなことから、せつかくこの改革によって取得をいたしました農地を転売をするというような傾向が激化をいたしております。特に、大都市の周辺は、農地が食いつぶされる傾向があつて、こ

いろいろような、耕作外の目的に転用される農地が年々約一万五千町歩にも達するといよいよ現状であるのですござりますが、そういう点について、政府の点を伺つておきたいと思います。そしてはどうお考えになり、まだどう対処をなさるつもりでありますか。その点を伺つておきたいと思います。

○説明員(庄野五郎君) 農地の転用の件につきましては、農林省からお答えいたしたいと思います。農地が農地外の用途に転用されていく、こういう場合は、現行農地法におきましては四条と五条でこれを許可制にいたしております。で、四条は、地主さんが自分の用途に、農業外に使う、こういふ場合が四条の許可でございますし、五条の方は、第三者が農地を取得いたしまして、宅地にするとか、あるいは工場敷地にするとか、そりといった場合の農地の転用の場合でございまして、いずれも五千坪未満は県知事、それから五千坪をこす面積につきましては、農大臣がその転用の許可不許可を決定する、こういふことに相なつております。それで、農業の面から見ますと、農地が他用途に転用されていくということにつきましては、ひいては農業生産が弱体化する、あるいは個々の農家におきましても、經營規模が減少していく、そういうことで、好ましくない状態でないかとわれわれは考える次第でございますが、國民經濟の伸展に伴いまして、工業あるいは人口増に伴う宅地あるいは工業の敷地ということが土地が使われていく、こういのちはやむを得ない現象じゃないかと、こう考えております。で、それにつきまして、この転用につきましても、われわれは國土の総合的な、あるいは合理的

許可不許可を決定する基準といふもので、従来不明確な点もございましたので、そういう点を明確化しまして、新しい基準でそろして許可基準を決定して、それによつてまあ許可不許可を決する次第でございます。農地を大体分けまして、都市周辺の農地で、都市の自然的膨張その他から、将来まあ農地の他用途への転用のやむを得ないような地帯、それから純農村地帯で、ここはやはり農地として生産力も高いし、あるいは農家経営の面からも農地として保全すべきような有用な生産力の高い団地を持つた地帯の農地、そいつたものはできるだけ保全したい。しかも国土の総合的な利用の面から、やはり農地をつぶす場合におきましても、いろいろな国民経済の面から見て、これが計画的に転用されていくといふのが好ましいのじやないか。たとえば都市建設省その他がよく事前に打ち合わせまして、この地帯は農村地帯として、あるいは農耕地帯として保存するか、都市周辺に近接したあるいは生産力の低い分散した農地、そいつたところは、これは将来宅地化を予定してそこからつぶしていく、こういったたぐいを考え方で、無計画的に農地がつぶれる、そいつた点は重々抑えなきやなぬ。それからもう一つは、やはりそな利用、そういう見地からこれを考え方を持つておるわけでございまして、昨年も農地の転用許可につきましての

業も産業の重要な一環でございますので、転用される場合における転用目的からできるだけ転用を許していく。

不急不要のよろな産業用途といふものではできるだけ抑える、こういったような考え方をして、たゞいま転用いたしておられます。御承知のように、転用面積も逐年ふえておりまして、現在、三十四年度はまだ集計いたしておりませんが、許可によつて転用いたしましたもの等は、三十三年度でも一万三千町歩で、まあその他災害等を含めますと一万五千町歩程度になりますが、農地法による許可の対象になりましたものは約一万三千町歩、その程度になつております。

○大谷賛雄君 今農林省から御説明がございましたが、せつかく農地改革を行なわれたのでござりまするので、今は話すのよに、不急不要の転用ということについては、これは政府全体として十分一つ総合的な対策をお立てを願わなければならぬ。と申しまして、あなたからお話をありましたように、国土の総合開発という、土地の合理化の点からはこれまた高度に利用しなければならない。それからまた、政府をいたされましては、それらの点を総合的立場に立つて、むちやかな転用をなされぬようにつつた十の御監視をいたさたいと思うのであります。そこで、そういうように転用をされて、土地、農地等非常に高く売られている。解放当時は農地は申す

までもなく反当たり最低三百八円、最高が九百九十四円で買取をされておる

のでありますけれども、一昨年、これは自民党的農地調査会が七十三カ町村の全国抽出調査をいたしてみましたところ、これはむろん不十分の調査でありますけれども、反当たり平均七十五万円、最高三百万円といふよなこの

調査の結果も実は出でておるのであります。こういうことが旧地主諸君の心理的に忽然たらざるものがあるよな気がいたします。また、これは社会秩序の上から申しましても非常な不公平な感を持たれるのであります。耕作権を得た農地が數千倍にもなつて転売され持つておらなかつたために、平均反当たり六百四円といふことで強制買収された被買收者がいる一方、強制買収について、一つこの転売等については目的税をかけたらどうかといふよな議論も一部にはあるわけであります。そういう点についてどうお考えになりましょか。

○政府委員(福田篤泰君) 元農地であるものが農地ならいいが、宅地で転売される、あるいは手離すことにも、そういふ点についてどうお考えになりますが、從つて、まあこういうよろな点について、一つこの転売等については目的税をかけたらどうかといふよな議論も一部にはあるわけであります。お話しのよに、不急不要の転用といふことについて、これは政府全体として十分一つ総合的な対策をお立てをしておるといふよなことは、これは農地法の精神ではないと思うのであります。いたしまして、そうしてその陰には全國幾百万もそのために犠牲となつた人がおる。このことによつて農業生産力を高める。こういうことで一大改革が行なわれたのでござりまするので、今は話すのよに、不急不要の転用といふことについて、これは政府全体と

的税を新たに設けることは適當ではな

いのじやないかといふ意見が現在のところ有力でございます。

○大谷賛雄君 最後に、先ほど小柳

十一月決定の米価といふことで計算いたしております。その後インフレ等の高進によりまして米価は引き上げられておりますけれども、これは自作収益

委員からも対価の問題につきましてちょっと御質問があつたのであります

○大谷賛雄君 最後に、先ほど小柳

つきましては尊重すべきものであると考へております。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

○下條康麿君 私、たゞいま問題につながっております。農地は買収問題調査会

申しあげて、設置の目的、実施の計画

等について趣旨を明らかにしておきた

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。これが日本の農業生産の上に貢献なつております。農地は買収問題調査会設置法案につきまして、二、三お尋ねあります。その後インフレの増進によ

りまして、米価は引き上げられておりま

すが、從つて、まあこういうよろな点

について、一つこの転売等については

○説明員(庄野五一郎君) 農地改革当

時の農地の買収対価につきましては、御承知のように自作収益価格、こうい

う計算方法で算定いたしております。

○政府委員(福田篤泰君) 農地改革の

議論も一部にはあるわけであります。

○大谷賛雄君 この法案は非常に不幸な法案でございまして、三十一国会に衆議院を通過をいたして参ったのであります。しかし、参議院では審議をすること

ができないかったのですが、ようやく参

議院におきました審議をする機会と

なつたのでございますが、この調査会

が発足をいたしました場合には、極力

その結論につきましては、尊重をいた

て、政府といたされましては、この調

査会の答申が出ました場合には、極力

その実行をする用意があるかどうか

かといふ点につきましては、現在政府

の方では、こういう転売につきまして

は不動産の譲渡取得税、あるいは固定資産再評価税で今の地主に税金をかけ

ております。特にこのことによつて目

であります。そこで、そういうように転

用をされて、土地、農地等非常に高く

売られている。解放当時は農地は申す

てあります。特にこのことによつて目

であります。そこで、そういうように転

</

二、三の例をあげてみますと、たゞえは佐賀市におきましては、市の中心に小さいみぞが流れています。ほとんどどどぶみたいなみぞです。今日は水道が引かれておりますが、古くそれが水道のかわりに飲用水に用いられておるような細いみぞがありますが、それがたまたま同一市町村内における農業委員会の境界線であった。邸内にその川が流れておる。こちらにおもやがあってその川の向かい側に農地がある。それが同一農業委員会の区域外であるために不在地主ととられた、こういうことも、これは現実にあるのであります。また、たとえばこれは秋田県の例でありますと、秋田県では邸内にリンゴ畑がある。出征をして留守中作男にその耕作を依頼しております。ところが、それが契約による委託である、こういうことでありますと、邸内の農地、リンゴ畑が全部取られてしまつた。わざとおもやからリンゴ畑を通つて隠居屋に母親がいる。その母親に会うための途中のリンゴ畑が取られてしまつた。母親に毎日会えないといふような状況、これは現実に私見て参つたのであります。またずいぶんひどい話では、農地だけではなく、農地の付帯施設として宅地及び住居も取られまして、そうしてその宅地の中によく地方ではありますと、墓場がある。その墓場も農地として取られて、しかもその所有者の面前でそれが発掘され、先祖に対して申しわけがないというので、ついに自殺をされまして、遺書が書いてありますと、私遺書を現に見たので

あります。まことに涙なくしては語れません。もちろん、地主のうちに、旧来の祖先の土地を持つておった方もありますが、ますけれども、またその個人の努力によって土地を作った人もある。これは岐阜県の人でありますするが、自分も老後の計をなすために農地をほしいと思つて日々勤勉力行してようやく三町歩まで取つたところが、農地解放でとたんに全部取られてしまいました。老後の計を失なつてとはうにくれどね。これは岐阜県の例であります。まああいぶん北海道においても先ほどお話をあつたように、実際政府の方針によつて北海道に移住して苦心して、ようやく経済が成り立つ時期に全部取られてしまつて、年令も相当に達しています。もはや再び働く力がないというような人もありまして、まことにお気の毒の状態が所々に存在しているんですね。今申し述べたように、法全体にもずいぶん無理があつたり、また、法を執行する適用の面におきましても、いろいろ行き過ぎがあつたからして、そこいろいろの社会問題が起つてきましたように私は思います。

中小地主で、経済力は非常に希薄であります。そういうものがその経済の基盤であるところの農地を一擧にして失いまして、そこに生活の基盤がなくなってしまった。そこに起こつてくるものは、生業は失なつた失業であります。ほかの場合ならば、失業手当もあるし、また転職の世話をしてくれますが、旧地主に限つてはそこに何ら、ただ農地証券、紙のよくなほんとうに価値のないような農地証券をもらつた。まだすいぶん農地証券をもらわないう方があります。そういうふうな、実際に氣の毒な失業状態が発生して、次いで貧困になり、貧困になるいろいろの問題がまたそこに起こつてくる。中には自分の子女の生活にも、教育にも困るというようなものも起こつて参つておられます。もちろん旧地主のうちには、生活保護法によって生活扶助を受けているものもありますけれども、中には生活保護法によることをいさぎよとしないものも多々ある。これらはまた悲惨な生活、中には餓死したものもあるようであります。そういう問題が起つてきた。それからまた、先ほど来て問題で出ておりました農地買収対価の問題であります。もちろん農地については戦前戦後を通じまして、農地の移動とか、価格等につきまして統制があつた、相当所有権が制限せられるわけであります。それらを十分考慮しましても、一般的、経済的な評価から申しまして、確かに安かつたのは、何人も感じているのであります。しかし、これは国全体の大きな政策のためであるとかまんをしておつたのであります。それが一定年限の間農地と

して利用すべき義務があつたのが、それが解除せられまして、無制限に、先ほど来問題になつておるような転用権を得られておる。そして思ひの高い価格でこれが売られまして、農地改革といふ偶然の機会から、全く明らかに不労所得が発生したということは否定できません。事実であると思ひます。農地改革に、われわれ賛成するゆえんは、耕者のが農耕地を所有するという原則、これだけはこうだと思うのであります。ところが、現実においては、先ほど御説明がありましたが、許可がありまして、はその日にも困る生活をしておるにも、相當たやすく実は転用された者おりまして、そして農地を売却した者はかかわらず、それを買取つた者がそれを売りますて、利子生活をしておるといふよんなことは、非常な矛盾があります。ついこの間、これは日本経済新聞を見まして思わず感じを深くしたのでありまするが、これは日本経済新聞の今月の初めの新聞であります、そこにありました「日経柳壇」という川柳が載つておるのであります、「隣地をかえ農地を売つて利で稼ぎ」、この通りの状態が実は現われておるのであります。まことにこの農地改革の精神を没却した事が現われてきておるというでありますて、かよくなことでは、いわゆる旧地主は納得できない。終戦後間もなく行なわれた農地改革に対しして、今なお十幾年もいろいろ主張を述べておる。そこに私は相当な理由があると思う。

関東、北陸、東海、四國、中國、九州と分けまして、大体各地区にティピカルなサンプリングを一原ないし数県とりまして、全国で四万二千三百五十四戸調べたのであります。その結果出た数字が、餓死した者が四十七名、疫死またはこのために病死した者が二千二十二名、発狂または病氣にかかるて入院中の者が千七百七十一名、一家離散した者が八百五十名、通計四千六百九十名、これは実数でござります。ちょうど調査戸数に対して約一割強のこういうひどい状態が現われて参りました。これを、北海道を除きまして、全國の推定戸数約三千万といたしまして、拡大推計いたしますと、全國で十四万四千八百十八人というような餓死等の不幸にあつた者があるはずでございます。もちろん、これはサンプリング調査でありますから正確ではないのでありますするが、大体の傾向がわかるのじゃないかと思います。かような結果に戸数に対して一割強のいろいろの悲惨な事実が出たという政治は、これは私大いに考えなければならないといふふうに考えます。明らかにそこに社会問題が発生しておると見なきやならぬと思うのです。社会は社会構成員のために存在する。しかるに、社会の政治がある手段をとられた結果として、その社会の一割以上が非常に悲惨な状態になるという政治は、それ自身よほど反省しなければならない、かように思うのであります。そういうことを私は今まで調べになるのじやないかと思います。農地改革自体ではなくして、農地改革から流れ出たいわゆる社会的ないろいろな実態をお調べになつて、要す

れば、これに對して適當な施策を講ずる、こういうことが、いわゆる第二条

○政府委員(福田萬泰君)　調査会の調査の社会的な問題を調査審議する」という事項であると思いますが、政府の御所見を伺います。

査の対象は、御指摘の通り農地改革自体ではなくして、農地改革を行なつて

結果、副次的にまた派生的に生じましたいろいろな現象をとらえて、いわば農地改革 자체は大きな効果は上げたにしましても、今御質問の通り、非常に激しい変化がありまして、多くの問題を発生した、この問題を調査いたしましたと考へておるわけであります。

そこで、この調査研究の中心は、何と申しましても実態調査にあると考えます。実態調査が正確に出ませんでは、正確な施策ができないわけであります。そこで伺つておりますといふと、昭和三十年に臨時農業基本調査を農林省で御計画になりまして、全国の農業に従事している旧地主七十七万戸についてお調べになつた、今度は残りの一百万戸についてお調べになるということでおありまするが、そのお調べになる戸数がわずかに一万五千戸では、実はあまりにも少ないのじゃないかというふうになつておりますが、今度のは百万戸とに考えるのであります。と申しますのは、今の農業基本調査の場合には、七十万戸で調査対象は九万三千戸になつております。約八分の一の抽出になりますが、今までのところは、今度のは百万戸と申しますが、今度のは百万戸と

いたしますとわざかに一パーセント半、非常に少ない戸数であって、これでは十分に調査の目的が達せられないのじやないかという心配があるのでございます。それで御承知のように、もちろんたとえば八分の一ぐらいの調査の対象を探すということはけつこうであります。もちろん統計調査の場合において、母集団、もとの数字が小さい場合には、必ずしも調査対象は比例的に多くしなくてもいい、むしろ反比例的に少しでもいいという原則がありますから、それによつて見ますと、百万戸に対しまして、あるいは相当な、一万五千でない何倍かを出すのが適当ではないかといらう感じは持ちますが、この点についてお尋ねしておきたい、と思います。

それから調査の方法でありますか、りまし世論調査をするところでありまするが、その中央調査社を通じまして、地方の調査網を利用して御調査になるというように考えるのです。私これについて、別に非常な異議があるわけじゃないのですが、しかし私は考えますのに、総理府には統計局がある。それで、統計局は固の行政機関または地方公共団体の委託を受けて調査ができるという規定があります。中央調査社もけつこうだらうと思いますが、統計局といふ國の調査機関がありますから、これを通じてお調べになると、そうして地方の地方調査網であります、調査網がだいぶんこの世論調査とは、調査の内容形態も違いますので、やはり何と申しましても、私は市町村の農業委員会の手を通じなければこれはうまくいかないのではないかと、いうように考えます。それでこの調査

理府の統計局等、その他の機関を使はるかどうかという御趣旨の御質問と  
察いたします。その点につきましては、政府のいろいろ調査統計等の機  
構あるいは統計をする任務を持つてゐる次第でござりまするので、私ども  
としましては、この調査会のために必要な調査につきましては、先ほど總  
長官からお答え申し上げたような方で考えますことが、この調査の性質  
臨時的なものであるという点から見ても、最も適當であるとかと存じ  
ておる次第でござります。しかしながら、その他の国の機関等の調査等にお  
まして、調査会の目的を達しますために活用し得るものがありますならば  
これは調査会がいかなる方法でやるかあるうか、このように考えてお  
れども、それらのものも活用されるべき地があるうか、次第であります。

本法案の第七条にはそういう関係規定がございまして、第七条「調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。」ということがありますから、私は総理府から農林省に協力を求められて農業委員会を活用するということが適当ではないか、こういうように考えます。これに対する政府の御所見を伺います。

○政府委員(大島寛一君) お答えいたしました。調査の方法としましては、先ほど総務長官からお答えになりましたような考え方で現在のところおるわけですがござりますするが、ただいまお尋ねの總

理府の統計局等、その他の機関を使はるかどうかという御趣旨の御質問と  
察いたします。その点につきましては、政府のいろいろの調査統計等の機  
構あるいは統計をする任務を持つておる次第でもござりまするので、私ども  
としましては、この調査会のために必要な調査につきましては、先ほど總  
長官からお答え申し上げたような方で考えますことが、この調査の性質  
として、最も適当であろうかと存じます。しかしながら、その他の国の機  
関等の調査等におきまして、調査会の目的を達しますために、調査会がいかなる方法でやる  
べきか、このように考えておられる方になるとお考えになりまするが、これは調査会がいかなる方法でやる  
べきか、このように考えておられるうか、このように考えておるうか、このように考  
えておられます。次第であります。

関があります限りにおきましては、で  
きるだけ政府の機関を動かして、しか  
も農業関係の問題であるために、農業  
委員会等の専門の関係方面を利用する  
ということが妥当であると思いまし  
て、この点はなお御研究を願つておき  
たいと思います。

それから最後に、実は農地改革が実  
施されましてから十一年がたつており  
まして、今ごろ調査会、まことにおそ  
きに失するようになります。実は三十  
年に春でございましたが、私地方  
に旅行しておりますところが、アメ  
リカ大使館から電話がありまして、至  
急会つてもらいたい人があるから帰つ  
てくれといふので私が会つた人が、こ  
れはペンシルバニア州のスワオースモ  
ア大学の経済学部の教授のウエザー・  
フォードという方でございますが、  
皇太子殿下の英語の先生、ミス・ローネ  
ズといふ方のお宅で約二時間会いまし  
て、日本の農地改革について話し合つ  
た。世界の農地改革を調べた方であり  
ます。そうして特に日本に、フォード・  
ファウンデーション、フォード財  
團から派遣されて、日本の農地改革に  
ついて調べに来た方でありますか、も  
ちろん農林省については調査したが、  
しかし民間の声も聞きたいといふの  
で、私が面会を求められて話しました  
ら、實に驚かれまして、それでモース  
ト・シビア、實に驚異であるといふこ  
とを言われたのであります。その翌年  
世界銀行でも日本の農地改革と、その  
後の影響といふテーマが調査の問題に  
なりまして、私のところへ世界銀行か  
ら問い合わせがありまして、私資料を  
送つたことがあります。アメリカでも  
かなりこれが問題になつておるのに、

今こころようやく問題になるということは、実におそきに失していると考ふますが、しかし、今からでもおそくなつて、これ以上延ばさない、よく二年の期間は十分にこれを御利用になります。そうしてなおこの調査の結果が具現するのを考えてみますと、かりに絶対に二年は延びない。この配意でぜひやつていただきたい、かように考えます。そうしてなおこの調査の結果が具現するのを考えてみますと、かりに今月この法案が成立いたしまして、二年だと三十七年の五月でないと調査の結果が出てこない。それから予算措置あるいは法律というような手続になりますといふと、それが三十一年度になります。これではいかにも長過ぎるので、先ほども御意見がありましたが、調査はでき次第これを具体化するといふことをぜひやつていただきたい。そうしまはずいぶんこの関係者が老齢であるために逐次なくなつております。ついこの間も富山県の根尾長次郎君は、この問題是非常に心配しておられた方でござりますが、病床から私に手紙をよこしまして、一つせひ骨を折つてもらいたいということがありまして、死の直前には遺言的に書いてくれました手紙があります。早くこれを一つ具体的に実施する必要があります。間もなく八十幾つでなくなりました。そういう方が非常に多い。早くこれを一つ具体的に実施するといふことが絶対に必要だと思うのであります。

それで、いろいろ調査の結果につきましてお考ふになる点がありますが、とにかく百七十万戸、これをかりに五人世帯とすれば、一千万人近い大

きな社会階層の問題であります。こういふ問題をそのまま放置はできないことは、これはもはや疑ひないところでありますから、どうぞ政治的見解に立たれて、ぜひとも適切な施策を講ぜらるることをお願いして、一応この点に対する政府の御所見を伺つて私の質問を終わります。

○政府委員(福田篤泰君) 国民生活の安定という観点からも、御指摘の点は重大なことでありますので、御答申をいただいた場合には、先ほど申申し上げます通り、政府はこれを尊重いたしまして、これに対して御趣旨に沿つていろいろな処置を講ずる決意でござります。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(中野文門君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に関する法律案、防衛省職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

三案につきましては、いずれも提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。政府側出席の方々は、益谷國務大臣、福田総理府総務長官、増子内閣総理大臣官房公務員制度調査室長、佐藤総理府総務副長官、小幡防衛政務次官、人事局長、たゞいまのところ以上の方々であります。

○辻政信君 人事院の給与局長来ておりまますか。

○鶴園哲夫君 人事院の給与局長来ておりまます。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

○鶴園哲夫君 五月十日に御存じのように、二公社五現業の十三の組合の劣重なことでありますので、御答申をいただいた場合には、先ほど申申し上げます通り、政府はこれを尊重いたしまして、これに対して御趣旨に沿つていろいろな処置を講ずる決意でござります。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○鶴園哲夫君 今の二点を確かめておきます。国家公務員の給与につきまして伺いたいわけであります。今回政府が実施しようとしておりますところの給与の政策は、御承知のようになりますが、御承知の通り、昨年は、人事院が昨年の七月の十六日に勧告をいたしましたものに基づいて実施いたしましたが、すなおに受け立つという建前から当然であります。であります。今年四月一日から実施していくことにあります。現在の政府の給与の問題については、人事院の勧告を待つて处置相なつて行なうのであります。私はこの点については非常に遺憾だと思つておきます。

一つは、この勧告は昨年の三月末の調査に基づいて勧告をいたしたのであります。すなわち昨年の三月末に民間と比べまして、国家公務員は五・七%低いといふところから勧告をいたしましたのであります。人事院はこの点について、この勧告は調査をいたしました昨年の四月一日から実施すべきものである。こういうふうにこの内閣委員会においておきました。おきまして、また参議院の本会議にいたしておるわけであります。にもかかわらず、一年たつたこの四月一日おきました。おきまして、明確にその意思の表明をいたしておるわけであります。にもかかわらず、一年たつたこの四月一日から実施しよら、この点について給与担当大臣が、公務員の給与についておきるだけの努力をしたいといふ御意思はいたしていません。従つて私は資金のやりくりがつけば、明日からでもむろん給与の改訂はできるのでありますから、いたさなければならぬと思います。しかしその後は、人事院の給与の改訂はいたしておりません。従つて閣議その他の決定によつて、政府は資金のやりくりがつけば、明日から

おきました。おきまして、明確にその意思の表明をいたしておるわけであります。にもかかわらず、一年たつたこの四月一日から実施しよら、この点について給与担当大臣が、公務員の給与についておきるだけの努力をしたいといふ御意思はいたしておるわけであります。

○鶴園哲夫君 昨年の四月一日から実施すべきである。これは人事院がはつきり答弁をいたしているところであります。また理屈上から申しまして

も、昨年の四月一日にそういうふうに規定等もあつたのであります。大いに努力をいたしたいと存じております。

○鶴園哲夫君 あるいはまた人事院の勧告を受け立つ、そういう建前に立つておるという点も承つておるわけであります。も、伊勢湾台風の問題等があつたといふように御答弁をさせます。これが、このことにつけておくれて実施するというこ

いて御承知でありますか何いたいと思

られますか、この点を伺いたい。

○国務大臣(益谷秀次君) 人事院の勧告はなるべくすみやかにといたしてお

ります。



の終戦後の混亂時に病氣をして、職場の人も顔を知らなければ、役所も知らない。半年たつて復職できればいい方です。あるいは一年、二年たつて復職できればいい方です。あなたは今、二割五分と書いておるが、場合によつて適用で手かげんするとおっしゃつたが、私の調査した資料には、手かげんされた者はほとんどない。陳情書が来ております。ごらん願いたい。黙つて泣きながらがまんをしておる状態である。しかも、こういう不幸な人が、兵隊にとられたがために、数多い公務員の中で數万を数えておる。明らかに不合理であります。なぜ今までこの不合理に気がつかなかつたか。これを責められるものじよございません。責めるものじゃないが、不合理だとわかつたならば、至急これを改めて、平等に取り扱つてもらいたい。あなたは局長ですから、今ここで即答は求めません。益谷給手担当の副総理もおられますから、この不合理は一日も早く是正なさるよう、私の希望を述べて、その結果論は、この次の委員会に人事院総裁が出られるときにお求めいたいと思ひます。

の春闘の相場は入ってないわけですね。昨年の三月の調査でありますから入りようがない。入つておるとすれば、それは一昨年の、三十三年の四月の春闘の相場が入つておるわけです。すなわち二年前の春闘の相場がこの四月に実行される、こういふことであります。建前もいろいろあります。けれども、むちゃくちゃな給与政策だと思ひます。こういふものを担当大臣、非常な不合理をお感じにならないのかどうか伺いたいと思います。公務員が低いとかいう問題以上に、私は深刻な問題だと、こういふように思つておりますので、お考えを伺いたいと存じます。

○鶴園哲夫君 若干詮後いたしますけれども、今担当大臣がおっしゃいました、人事院の勧告をすなおに実施をした、さらにまた、新聞等の報道によりますといふと、人事院の勧告は早期に実施したい、こういふうに担当大臣お話になつておられるようであります。ですが、これは今後の、これから出る勧告についてそういうお気持だらうと思ひます。そこで伺いたいのであります。が、人事院といたしましては、この八月に勧告を出すに違いないといふうに思つております。御承知の通りにことしの春闘は千五百円から二千円といふ相場であります。またことしの春闘の一一番大きな特色は、中小企業のことろが大企業に伍して上がつておるという点が特色でありますので、どうしても勧告するに違いないといふうに思つておりますが、その勧告が出た場合に早期に実施するということは、臨時国会が開かれるならば、その場合に取り上げて実施をしたい、こういうふうなお考えでありますか、伺いたいと思います。

におきましても十分質問をいたしました。たゞ、理論的に言つても、また実際上の問題からいつても、人事院としては実施を調査いたしたその月からいちは見解を明かにいたしました。従つて私どもとしては、今年の勧告は実施の時期を明かにするに違いない、こういうように確信をいたしております。すみやかにといふことで政府に対しても誤解を及ぼしておる。人事院の真意は四月一日だと、こういうことでありますから、今回の勧告においては四月一日実施という期日を明らかにするに違いない、といふに確信をいたしておりますが、その場合に、すなほに四月一日から実施をなさる、こういう決意だらうと思つておりますが、間違いありませんでしょか。

○國務大臣（益谷秀次君）たびたび申し上げます通り、私も残念に思つておられます。なるべくみやかに較差をだんだん少なくし、また公務員で較差があるといふよくなことも好ましからぬことであります。ただ、三公社五現業は御承知の通りに、民間の事業とやや類似いたしておりますから、幾らかの輕差があることは当然だらうと思いまするが、なるべくその輕差をなくするよう努めすべきだと私は思つております。また、今後とも努力することを御約束申し上げます。

○鶴園哲夫君 非常に担当大臣が公務員の給手について努力をしたいといふ決意をたびたび承るわけですが、ただ、その場合に國務大臣が出されます問題は、人事院の勧告を受けていくと、いう建前になつておる。この問題をお出しになるわけです。従つてこの建前の問題について御質問申し上げたわけであります。この建前は確かに人事院の勧告を受けて立つということになりますけれども、過去において人事院の勧告を修正なさつて政府は国会に法案を提出されたことはたびたびあります。最近で一番大きなのは三十二年に出されました給手法案、これは人事院勧告を大幅に修正をされて出されておるわけであります。従いまして、今政府は出しておりますけれども、先ほど来大臣がおっしゃいますように、明日の閣議において二公社五現業の問題が取り上げられ、その際にできるだけの努力をしたいというお話しされていますが、そういう勧告を修正をしてお出しになつたこともありますので、やろ

うと思えば私はできないことはない、担当大臣が修正されたことはたびたびありますから、従つて今回大臣がその決意さえあれば人事院の勅告を修正をして出し得る、修正し得る、こういうふうに思うのでありますが、この点について伺いたいと思います。

○國務大臣（益谷秀次君） 率直に、すなおに実行することは、おっしゃる通りであります。今後は率直に、すなおに実行するよりに努力したいといふことはたびたび申し上げておる次第であります。また今回五現業等のあつせん案、仲裁案と申しますか、これは尊重すべきが建前であります。尊重するといったまことに、同じ公務員でもそこに較差がまた出て参ります。これを是正するのに、やはり昨年の人事院の勅告をさらに検討して幾らかでも較差を少なくするのに、私の責任であろうと思つております。明日にもこの案が閣議にかかるば、私は主張すべきは主張したいと思つております。

○鶴園哲夫君 明日の閣議において御主張なさるという大臣のお考えは、四月一日から何らかの原資を国家公務員の給与に加える、そういう意思を表明されるというお考えでござりますか。

○國務大臣（益谷秀次君） 時期その他は今度のいろいろな調査に待たなければなりません。四月一日から幾ら増すのかということはここで申し上げられません。大体閣議でどうかしようじやなせん。いかということになりますれば、それぞれ調査の期間も要る。いつからどの

くらい上げるということも決定せられなければならない、これはなかなか問題であります。これはこのままで較差が多いから困る。一般職に対しても給与が低いから、この際較差を少なくするように考え方でどうかといふことの提案をいたすつもりであります。それがきまりまして初めて毎月何日からどれだけの額を上げるといふことになるので、これは専門家の調査等も要しますので、ここでいつからどれだけの額といふことは申し上げられません。

公用なり、節約なり等の措置をおとりになるならば、昨年の四月一日から今年の四月一日の差額を考えるといふと、もつぱになり立得るのじやないか、こういふふうに思つております。この点について大臣に伺いたい。

○國務大臣（益谷秀次君） 私専門家の意見ということを申しましたが、経理上の関係の専門家の話も聞かなければなりません。また、財政担当の閣僚の意見も聞かなければなりません。ただ私の努力すべきところは、たゞいまの御質問の通り昨年の三月末のデータですから、四月一日から給料を引き上げるのはこれは一応当然なものと考え方であります。が、なかなか困難な事情であります。すでに財政その他の関係で四月一日からでなければ給与の引き上げができないといふ閣議決定になつていて、ですから、ここに幾らか較差を少なくするということは、非常に困難な努力を要することだと思います。それがきまつて、初めてしからば何月からどれだけの値上げをするかということがきまるので、最初から四月一日から人事院勧告の通り実施しなければならないといふふうなことじやなかなか困難であります。幾らかでも望みのあるよなやり方をして参らなければならぬと思つておりますので、ただいまのよな考え方を申し上げておる次第であります。

○國務大臣（益谷秀次君） 今の大臣のお答えは、今度の人事院の勧告を待たないで、そういうふうなことを実施をしたいといふお考えでござりますか、伺います。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの御質問の点でござりまするが、本年は去年に比べまして、次に申し述べます。従来三月分の給与締め切り期間である三月という時期を調査の対象にいたしておったのでござりまするが、ことはこれを四月分に切りかえた次第でござります。従いまして調査が一ヶ月ずれるという結果に相なるわけであります。

次に、とかくの問題を起こしたのはこの臨時職員が入っていないであらうかという問題であります。これも従来われわれの表現に多少のあいまいさがあった点はぬぐえないであります。が、今年はこの点をはつきりいたしまして、臨時職員は含めないのみならずこの点を非常にはつきりいたしまするため、四月分の給与計算期間を正常に勤務いたしました月給者のみを調べるということにいたした次第でござります。それから、従来事務関係職種といいたしましては、機械、土木、建築、化学、こういふような、それぞれ代表的であると一応考えられるものを対象にいたしておつたのであります。が、今回は新たに企画、調査、營業業務、また技術関係につきましては、電気、冶金、原子力、電子工学、応用理学というように範囲を広げまして、この点も特に職種を限定しませんでしたため、あるいは誤差が出てくるのではなからうかといふ御心配があるわけでござります。

一八



総それ自体に一定の率をかけるという

が、われわれの考え方としては筋であ

る、こういふふうに考えておりまして、

一三・八が御質問のように超勤相当分

だといふうに必ずしも断定できない

問題があるのでないかと、われわれ

いたしましては俸給算定の一つの基

準としてそ

う

いうものを使い、そし

て管理職の場合におきましては特にそ

ういう問題の考慮を管理職という立場

から検討してみる。こういう格好で体

系それ自体を作った、このよう御了

解願えればけつこうだと思うのです。

○鶴園哲夫君 私先ほど御説明があり

ましたときに、それは超勤相当分に相

当するものかと、百分の十三・八とい

うものは超勤額に相当するものかとい

うふうに伺いましたら、そだだとい

うお話し、それは昨年の臨時国会におき

ましてこの問題を取り上げられました

ときにも、やはり超勤としては支給で

きないので、超勤分に相当するものと

して本俸の中に入れてあるのだ、こう

いお話をしだした。御承知の通り、管

理職手当としては率を

かける。期末手当夏季手当も本俸に対

して率をかける。ところが、特別職のこ

とをかけたのである。自衛官同じくにかわら

ます年未手当だけについてその率を変え

ないというのは、これは公務員との均

衡を大いに失するのじやないか。片一

方においては均衡を大いに破つて

おられる。これは説明の理由つかない

のじやないかと思ひます。

○説明員(山本明君) それはたとえば

教育職を考えましても、やはり俸給そ

れ自体の中に、水準差という考え方か

ら、ある程度の一般職に対する

ス・アルファ分が入つておつて、それ

だけに、やはり管理職の面におきまし

ては、必ずしも一般職と同じ率で管理

職手当を支給するという考え方はとつ

ておらないのじやないかと思ひます。

そういう考え方、というものを、やはり

この自衛官の場合におきましても、防

衛庁の職員につきましても、勤務の態

様の中からいわゆる水準差といいます

か、格差といいますか、そういうもの

を求める場合の一つの根拠としてそぞ

いう数字が出てきた。これはこの間の

国会におきまして、この委員会にお

きましても、大蔵省の主計局長からお

答えしたと思いますが、そういう過去

の実績の中から一三・八というものが

かかつて參つておるのでありますと、

われわれといたしましては、そういう

ものがイクオール超過勤務手当だとい

う考へ方は毛頭持つておらないとい

うことは、先般のこの委員会でもお答え

いた通りでございます。そういう考へ

方はから当方の費用につきましても、教

育職というようなそぞりい例もござい

ますよろしく、特殊な勤務態様の中から

給与制度を考えたといふうに御了解

願えればけつこうだと思ひます。

○鶴園哲夫君 これはどう抗弁、弁解

などございませんが、管理職手当の場

面については、一般公務員との均衡を考

えて率を低めてある。自衛官について

は、さぞ一そぞ率を低めて、一般職

の均衡を考へて、その格差といふうも

のは期末手当、勤勉手当ではあるいは

も、管理職手当では取つておるとい

う考へ方は、私は防衛庁の職員につきま

してとりまして、その妥当を欠いて

おるというようなおしかりを受けるこ

正されるお考へはありませんですか。

私はもしこういう考へ方で進められる

なら、一般職の公務員についても同じ

よろくな措置をとつていただきたいと思

う。大蔵省に、あるいは給与担当大臣

に要望いたしたいと思っております。

自衛官については御承知の通りに一般

にいう本俸プラス暫定手当プラス二十

時間の超勤分、これが本俸になります

て、それに率をかけています。一般の行

政職の場合は、本俸だけに率をかけて

出でくるのです。ぜひそういう面につ

いての是正をお考へいただきたい、こ

れでは答弁にならないですよ、幾ら

おつしやつて。検討願います。

○説明員(山本明君) 私の方の考へ方

としては、そう均衡といいますか、均

衡をとつておらないとか、とれないと

いうお考へが私にはわからぬのであ

りますて、たとえばここに国立大学の

学長の管理職を見ますと、これが乙に

なつております。で、普通ならば考へ

られるところは大体本省の局長、課長

級でござりますなら甲でござりますか

ら、これが甲だといふ考へ方が出てく

るのですけれど、これが乙になつて

おりますし、それそれまあ程度の差は

ござりますが、一般職の管理職手当に

相當しますものを考へると、私ども

お考へしておりますから、私ども

基準は何によりますかといいますと、

でたらめな支給の率を考えるわけには

いきませんから、その場合には管理職

手当を考へておりますから、そういう

考へいいのじやないか、その場合の

手当の率を考えたといふことでありま

すけれども、水準差のある教員の俸給

自体に一定の率をかけるべきであります

けれども、水準差のある教員の俸給

手当を考へておりますから、私ども

基準はうんと率の低いものをかけてお

られます。年末手当は本俸にかけるもの

であります。だからうんと低い率をかけたら

どうですかと言つておるのですが、公

務員との均衡をとる建前から、これは

です。だからうんと低い率をかけたら

&lt;p

いふやられましたか、私は実はもう少しあ本的な問題で、防衛廳職員に関する給与の立て方について実は聞きたかったのですが、きょうの顔ぶれを見ると、政務次官は見えておられるのですね、しかし政務次官はあまり給与には詳しくないやに見ております。大蔵省の政務次官は見えておりますね、大蔵省の政務次官もあり給与については詳しくないよう聞いておりますので、従つて、もし、はなはだ失礼な言ひ方でございますが、詳しく述べができなければ次に回しますが、基本的にちよつと一つ問題だけ提議する意味において質問しておきます。先ほどからも防衛廳の関係でいろいろ山本調査官でござりますか、お答え願つておるのですが、この防衛廳職員の給与の立て方、それから一般職の職員の給与の均衡の問題、これから見まして相当問題があるのです。この防衛廳の職員の給与が立案された当初の考え方、それを一ぺん聞いておかなければ、現在あるやつを論議したてなかなか今のようになに管理職の問題は甲論乙駁でなかなか解決しないと思うのですが、この防衛廳の職員の給与が立てられたときの事情があると思うのですが、本件に対して超過勤務手当の方に入れておると、その他先ほど超過勤務の問題でも自衛官としての態様自体に問題があるのだといふように言われたのですが、本件に対して超勤務手当の方に入れておると、一体自衛官は、昔の陸海軍軍人としての考え方でおるのかどうか、それとも、いわゆる新憲法における公務員の一翼であるという考え方で給与を立てられておるのか、こういう問題について私は聞きたいのですが、もしそれが高度な政治性のある問題であるので、

○政府委員(小幡治和君)　自衛官の給与のそもそもその根源につきましては、まあ警察官の予備隊ですから、警察官の俸給給与の態様というものを基準にいたしまして、それでござります。その警察予備隊が保安隊となり、そして自衛隊になつてきなわけですから、大体その考え方を踏襲して今日給与体系というものはできました。それで、そこで、そして警察予備隊のときには、まあ警察官の予備隊ですから、警察官の俸給給与の態様といふのを基準にいたしまして、それでござります。その警察予備隊が保安隊となり、そして自衛隊になつてきました。わけですから、大体その考え方を踏襲して今日給与体系といふのはできました。それでござります。その警察予備隊が保安隊となり、そして自衛隊になつてきました。なつてよからうと思います。

○山本伊三郎君　ところが、実は保安隊から保安隊、それから自衛隊へ変わった経緯から給与の改正の変革を見ると著しく変わつておる。自衛隊になると、非常に一級職の給与とはか離れた体系が出てきておる。従つてこれは相当、今言われた警察予備隊のときには警察官に準じたような俸給給与と、今日相当変わつた体系が出てきておる。従つてこれは相当、今言われた警察予備隊の方ですね、その点について少し聞きたいと思いますがどうですか。

○政府委員(小幡治和君)　今変わつておるというお話をございましたけれども、変わっておりません。大体警察予備隊のときの体系といふのを踏襲したことと、本質的にはどう非常に変わつて今日までしております。むしろ、國家公務員のいろいろな状況に照らしておるといふお話をございましたけれども、変わっておりません。大体警察予備隊のときの体系といふのを踏襲したことと、本質的にはどう非常に変わつて今日までしております。

ております。  
○山本伊三郎君 それで具体的に申し  
まして、自衛隊になつてから給料表が  
相当複雑になつておるので、額にい  
たしましても、非常にこの一般職と本  
俸においても非常に格差があります。  
従つて、例をとつてみますと、まず  
具体的に聞きますけれども、一般職の  
場合の大学を出た場合に、そしてこの  
初任給の基準をきめておる場合、自衛  
官の場合には、一体大学を出て、たと  
えばこれはおそらく三尉か、陸尉です  
かあるいは海尉、こういうところに相  
当するものだと思うのですが、そういう  
う基準はどこにおいて作られておるの  
かどうか。警察予備隊のときはどうで  
あつたか、この点説明願つたら、これ  
がはつきりすると思うのです。

ただ、三十四年までは、実は日額制を納金をあらかじめ控除してござります。これは本人に渡して、本人から因縁で給金を取るという事務の煩瑣を避けた意味もございましてこれを控除してございましたが、三十四年度の給与改訂の際におきましては、この日額を月額にし、それから共済組合制度の登足を想定いたしまして恩給分も控除しないという方法で計算をして参りましたのでございまして、特にその限りにおきまして、特定な階級のところだけを特に引き上げるというような方法はいたしておらないわけでござります。  
○山本伊三郎君 私の質問したのは、そうじやないのです。具体的に説明いたしますと、一般職の大学を卒業して入った場合に初任給は一万一千円ぐらゐだと思うのです。その場合に、自衛隊の場合は現在で一万六千三百二十円になつておる、表において。五千九百もどういうことによつて自衛隊の懲役によってつけられたのか、その考え方を聞いておるのであります。

先ほど御質問のございました金額をも  
給するという格好にいたしております。  
○山本伊三郎君 幹部学校は何年を出  
ますか。  
○説明員(山本明君) 一年でござい  
ます。  
○山本伊三郎君 二年間幹部学校へ  
行って、訓練を受けて、そうして三百  
になつて俸給を出すということですか。  
その点もう一べん確認しておきま  
す。  
○説明員(山本明君) その通りでござ  
います。  
○山本伊三郎君 そろそろると、一般  
の場合、大学を出て一年して一号と  
がつて、いわゆる一万二千四百円、な  
しい表によつてそらなるんです。陸上  
の自衛官の場合には五千円以上も一  
んに上がつて、初任給はそらなると  
うことについての考え方、私は数字ば  
けを言つているのぢやない。そういう  
一つの考え方はどうからきているか、  
いうことを聞いてみたい。

が三級地といったまして、そらして過勤務が大体これは予算に計上されております程度の金額で、月十二時間といふような考え方で計算をして参りますと、むろん初任給におきましては、私の方で計算をいたしましたところによりますと、警察官におきましては一萬四千まず九百円程度の金額になり、自衛官のいわゆる幹部候補生が一万一千六百円程度になつて参るわけであります。それが一年たまると、三尉の一号になりますと、これが上がるわけでござります。その場合におきまして、この警察との比較をいたしてみますと、大体千五百円ほどの差しか出て参ります。五千円というのは、俸給すらだけの比較だらうと思いますけれども、そういう自衛官の俸給の建前からいきました要素を足して計算をいたしますと、大体今申しました千五百円程度の差しか出てこないわけであります。この場合に三尉の一號といいますものは、大体小隊長としての資格をもちまして、多くて百五、六十人、少なくて五十人以上の長として仕事をするという考え方、公安(一)の方におきまして、一年たまとした場合の見習いとしてそれぞの官署におります場合の態様を考えますと、私の方といたしましては、必ずしも五十人なり、多くて百五十人ぐらいの長になります小隊長としての三尉の初号は、あなたがち高過ぎる、過ぎるといふほどでは言えないのじやなかろうか、このように私どもとして考えておる次第でござります。

言われますけれども、実際の政府の給与の立て方が、管理職に相当するんだと、尉官は二百人はどう使っておるか、やはりそういう公安職の四等級に相当するんだと、こういふことを説明されておると思いますが、私の質問しておるのは、すらっと考えて、大学を出て一年したら、一般の公務員はこれしか給与にならない。ところが自衛隊の場合は、兵と申しますか何と申しますか、そういう人を二百人も指揮しておるから、それでこれだけのものになるという説明に聞き取れるのですが、その点はつきりしておいてもらいたい。

一般職の場合は、一万余千幾らしか入らない。これは御存じの通り。一年間幹部の学校に行くから、その一年を学校でどういう仕事をされるか、これは大体想像はつきますけれども、学校にやらしていただいて、出てきたら一万七千なんばになるという、そなつた場合に、その人の生活がそれほど変わってくるか、一般職の場合と自衛官の場合と、それだけ出さなければ生活ができないのかといふ、そういう給与の立て方について、どうなつておるのかお聞きしたい。わからなければあなたから答えてもらひ必要はない、政務次官がおるから。

で、普通大学を出た人が一般官厅に勤めるよりも高くなつておると、三尉の俸給が高くなつておるということは、そういう計算から出でくるわけなんですね。ですから、生活云々の問題じゃなくて、俸給の立て方からそういうふうな計算されて出てくるということなんになります。

る。しかも職員としてまた別にもつて  
いるといふような態様もそこにあるの  
です。こまかくなるから尋ねませんけ  
れども、本体から非常に開いて出され  
るというところに、それほど優遇しな  
ければならないという考え方といふも  
のがあるのじやないか、そういう角度  
で立てられた経過の問題を尋ねておら  
ない、やはり優遇していることは間違  
いらしいのです。優遇でないと言えるか  
どうか、優遇してもらいたい。これを私  
かる、優遇しなければならない自衛隊  
であるから、優遇しなければならない  
という、その思想の出たところを、一  
つはつきりしてもらいたい。これを私  
は追及している。

俸というものを上台にして、自衛官の給与を作つて參る、こういう考え方があるので、それらの点を加味して、さらに自衛官独特の給与体系といふものを作り上げる。そこでどういうような内容があるかといふと、これはいろいろ考えようはあるが、自衛官はやはり非常に体力を消耗するといふところがある、部隊指揮に当たりましては、幹部といふども率先してやらなければならぬ。その限度は、デスクワークに比べてはや違うといふ観点、さらにその危険といふ問題がある。たゞ、例えば服務、編制につきましても、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂をはからなければならぬ、あるいはまたその職責から、当然に常時勤務態勢といふのを置いて居制限で當内に居住しなければならないといふ、いろいろその他もあると思いますけれども、そういうふうないろいろ自衛官特有の勤務態様といふのを考慮しまして、先ほどからいろいろお話をございましたような、いろいろのものを給与俸につけ加えてみたりあるいは引いてみたりということをいたして、一応われわれとしましては自衛官の勤務内容に合うような給与体系を作つてきました。そこが根本的な考え方の発足点であると考えております。

れても、一般職の場合は、「ここに現業関係で比較すると、なるほど自衛官、私、自衛官をいじめて、どうどうという意味で言うのではないのですよ。演習のときには、まあ昔と違う、あれほどではないのですが、相当そらういう仕事といいますかあるいは生産に従事しないのですから仕事とは言えないけれども、労働が非常にきついと思うのです。しかし実際私も、友人に自衛官がおるのです。休みに帰ってくるのです。それはもうえらいえらいとあなた言われるけれども、いわゆるこういうことをここで言うとどうか知らんが、戦争といふような前提がなければ、今の自衛官といふのは、こういったら悪いけれども、一般職はど責任はないし、仕事はきかれめて楽です。事実はそうです。しかしそういう一つの大きいと考えているかどうか知りませんが、危険があるといふ前提になればそれは別に考えられる。私はそう思う。これは皆さん方おそらく与党の皆さん方も実際に見ておられる。増子さんはおそらく専門家だから十分御存じだと思いますが、しかし、実際私が言るのは、今の自衛官の待遇はこれでいいとかよすぎると、そういうことを言っておらない、立て方自体に問題があるから、一般職との間に問題が起こつてくるのです。それを私迫及したいので基本的に聞いた。しかしこれ以上どう統けても、そういうことでおそらくきょうは追及しても質任者がおられないのだから、人事局長が言わしたことについて反駁しても私はどちらかと思いますが、ときを改めた方がいいと思うのです。今言われた危険手当も航空関係では手当はちゃんと出ておる。本俸からそれだけ上げなくちゃな

らぬといふが、警察 現在警察官から比較すると非常にいいのですよ。警察官、悪いのです。今の警察官は相当私官の問題があると思う。そういうことは問題があると思うのです。悪いとは言いませんけれども、一般職から言つて若干いいかしりませんが、相当警察官の問題はあると思う。そういうことから見ると、防衛庁の給与は從来長い間の経過でておるから、皆さん方気分がついておられないかもしませんが、われわれから見ると相当問題のある点がたくさんある。たとえば營外手当といふものもありますがね、營外手当といふのは、これは一般のいわゆる公務員は全部營外から通つておる、外から通つたがために手当をつけなくともちやならぬといふ、金額とか内容は別として、理念からしてもわれわれちよつと考えられない。しかしこれもこの自衛官の特殊性といふところから出されてくれば、これは説明がつくと思うのです。こういう点でわれわれも問題はたくさんありますけれども、この点については相当問題をたくさん持つておりますので、いずれ防衛庁関係の問題が出るときに大臣が見えると思いまし、そぞういう点を一つ、また大蔵省からも主計局長が見えられたときには、この点國の給与の均衡と申しますしょうか、そういう点を一つ追及したいたいと思います。なお私の言うことにについて不満があれば、あとで説明してもらつてけつこうであります。

今十五万円、これは私の口から言つて、どうか知りませんが、一国の首相が十五万円で、私これは間違つておると思う。これも私は給与の當て方が混乱しておると思う。昔の憲法からいふと、今の総理大臣は天皇の大權まで背負つて大きい責任のある仕事をされておる。アメリカの大統領とかあるいはイギリスの首相なんかの今の給与から見たらこれは問題にならぬ。そういう給与で一休その職務がやれるかどうか。給与といふものは、総理大臣、屋さんの個人の生活だけ、あの人があの人に於けるときだけの生活費を考えておるのか、一般職の場合にはそうでない場合がたくさんある。一般職の場合の給与となるとそりでない。それで、特別職の場合にはどういう考え方で特別職の給与といふものを出されておるかといふことを、大蔵当局に一べん聞いておきたいんです。給与の立て方の理念としてちょっと聞いておきたい。

なことは、特に研究しておりませんの  
で、申し上げかねます。

○政府委員(山本幸雄君) 先ほど実は  
給与の立て方のお話がございました  
が、その中で當外手当のことがちよつと  
と出ましたが、これは名前は手当でござ  
りますけれども、ただいまの立て方では、  
曹士は本来當内居住の建前でお  
る。そこで曹士の俸給表の中には、當  
内居住に伴うところのいろいろな食費  
とか光熱費とかいうものが差し引いて  
あるわけです。二千五百八十五円とい  
うものを差し引いておる。それが今成  
曹士が當外居住を許されたときには、  
外へ出たときにはそれをもうらうとい  
うことだけであるから、これは手当でも  
何でもない、俸給に当たるべきものな  
んで、そういう点を申し上げておきま  
す。

○委員長(中野文門君) 他に御発言も  
なければ、三案に対する質疑は、本日  
はこの程度にとどめます。

本日はこれをもつて散会いたしま  
す。

昭和三十五年五月十七日印刷

昭和三十五年五月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局